

平成30年度第3回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成30年度第3回江戸川区都市計画審議会

日時：平成31年3月19日（火）午後3時00分より午後3時37分

場所：グリーンパレス2階高砂・羽衣

出席者：委員 上野 操、大澤成美、大村謙二郎、有田智一、田口 浩、小久保晴行、福本光浩、
竹内 進、江副亮一、瀬端 勇、笹本ひさし、田中真澄、茂呂浩光、松本勝義、
横山 巖、山岡新太郎、秋山隆繁、西野 博、武内敏幸、武松伸人、菊地正直、
鈴木 進、藤尾 清、細川良彦

以上24名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、土木部長、計画調整課長、水とみどりの課長、
住宅課長、まちづくり調整課長、まちづくり推進課長、市街地開発課長、
建築指導課長、施設課長、学校建設技術課長

欠席者：委員 佐藤淳一、岩楯重治、縄 義生

以上3名

傍聴者：0名

議案：1.開会

2.諮問案件審議

諮問第9号の1 東京都市計画公園

第5・5・36号左近川・長島川公園の変更について（江戸川区決定）

諮問第9号の2 東京都市計画道路

特殊街路江戸川歩行者自転車道第11号線の変更について（江戸川区決定）

諮問第9号の3 東京都市計画用途地域の変更について（東京都決定）

諮問第9号の4 東京都市計画高度地区の変更について（江戸川区決定）

諮問第10号 東京都市計画公園

江戸川第2・2・78号北篠崎二丁目公園の変更について（江戸川区決定）

3.閉会

4.事務連絡

議事

事務局：皆様こんにちは。都市開発部長の町山でございます。本日は年度末のお忙しい中、
（都市開発部長）お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから平成30年度第3回江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきます。本日は、東京都市計画公園第5・5・36号左近川・長島川公園の変更について、次に、東京都市計画道路特殊街路江戸川歩行者自転車道第11号線の変更について、次に、東京都市計画用途地域の変更について、次に、東京都市計画高度地区の変更について、次に、東京都市計画公園江戸川第2・2・78号北篠崎二丁目公園の変更についての諮問案件を予定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に、今回新たに加わりました委員をご紹介させていただきます。大変恐縮ではございますが、自席でお立ちいただき、ご挨拶を頂戴したいと思います。大澤委員でございます。

大澤委員：大澤成美と申します。よろしくお願いたします。今日は少し遅くなり申し訳ありませんでした。

事務局：大澤委員におかれましては、先日、多田区長より委嘱状をお渡しいたしました。ど
(都市開発部長)うぞよろしくお願ひいたします。ご紹介は以上となります。

これからの進行は上野会長にお願ひしたいと思ひます。上野会長、どうぞよろしく
お願ひいたします。

会長：それでは、審議会の成立についてですが、本日現在、審議会委員が27名中24名
出席、そして3名の委員が欠席ということで成立しております。

それでは、本日の議事録署名委員の方ですが、武松委員さんと細川委員さんにお願
ひしたいと思ひます。よろしくどうぞ。

それでは、事務局、今日は傍聴者の方はおいでになりますか。

(「本日はいらっしゃいません」との声あり)

そうですか。それでは、資料の配付になりますか。

(「はい」との声あり)

じゃあ、よろしくお願ひします。

事務局：それでは、事務局より、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

(都市計画課長) 初めに、議案書を事前に送付させていただいております。資料1、資料2と記載し
ました議案書でございます、こちらは既に送付させていただいておりますが、お手
元がない方がいらっしゃれば挙手でお知らせいただければと思ひます。よろしいでし
ょうか。

(「はい」との声あり)

ありがとうございます。それから、本日、机の上に、本日の会議次第、それから委員
名簿、座席表をお配りしております。また、これまで本都市計画審議会でご報告等さ
せていただきました江戸川区都市計画マスタープランの本編と概要版、そして同時に
改定作業を進めておりました江戸川区住宅マスタープランの本編と概要版、冊子状に
製本されておるものでございますが、そちらも本日配付させていただいております。

おかげさまで、両プランにつきましては、これまで改定作業を進めさせていただき
まして、本日、ホームページ等にも掲載させていただいて、区民の皆様にも公表させ
ていただきましたので、ご報告とお礼を申し上げます。ありがとうございました。配
付資料につきましては以上でございます。

会長：それでは、審議に入りたいと存じます。

本日は、諮問第9号の1から諮問第9号の4までは関連事項でございますので、一
括して審議させていただきたいと存じます。事務局、議案の説明をお願いします。

事務局：それでは、議案の説明をさせていただきます。スクリーンをご覧くださいませ
(都市計画課長)しょうか。

諮問第9号の1、東京都市計画公園第5・5・36号左近川・長島川公園の変更につ
いて(江戸川区決定)でございます。諮問第9号の2、東京都市計画道路特殊街路
江戸川歩行者自転車道第11号線の変更について(江戸川区決定)でございます。諮
問第9号の3、東京都市計画用途地域の変更について(東京都決定)でございます。
諮問第9号の4、東京都市計画高度地区の変更について(江戸川区決定)ございま
す。これらの諮問第9号の1から4の都市計画案につきましては、平成31年2月20日
から3月6日まで縦覧を行い、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

初めに、諮問第9号の1、東京都市計画公園第5・5・36号左近川・長島川公園の変更について（江戸川区決定）及び諮問第9号の2、東京都市計画道路特殊街路江戸川歩行者自転車道第11号線の変更について（江戸川区決定）について、ご説明させていただきます。

スクリーンにお示ししておりますが、こちらが位置図でございます。今回、都市計画決定いたしますオレンジ色でお示した区域は、本区の南西部に位置し、現在、新長島川親水公園として開園しております。新長島川親水公園は、南側を濃い緑でお示しました左近川公園、北側に黄緑でお示しました清新町緑地に挟まれ、西側は赤色でお示しました補助線街路第291号線に接したところに位置しております。左近川公園は広大な水面を有する親水公園で、現在、一部を除きまして既に開園しております。

次に、本地区における経緯でございます。図を使ってご説明させていただきます。補助線街路第291号線は昭和41年に都市計画決定をし、昭和47年の葛西沖開発土地区画整理事業により、自転車、歩行者専用の緑道として整備されております。昭和58年には、陸上競技場部分が左近川公園として都市計画決定され、翌年、昭和59年に開園しております。平成3年には、今回追加する新長島川親水公園が開園し、同年12月には、補助第291号線東側の左近川公園の事業認可を取得し、平成6年に開園しております。また、平成26年には、補助291号線の西側の部分の事業認可を取得しました。平成30年に、左近川公園の東側を含めました整備を行うため事業認可の変更をし、現在、整備を進めておるところでございます。

今回の変更は、来年度再整備を予定しております新長島川親水公園の再整備に伴いまして、新たに公園を都市計画決定し、左近川公園に追加することで、公園名称を左近川・長島川公園へ変更いたします。また、補助第291号線につきましては、現況、緑道であることや、公園の整備位置と計画線との整合を図るため、一部区域及び名称の変更をいたします。ちなみに、区内の親水公園につきましては、親水河川が2路線8,247m、親水公園が5路線9,610m、親水緑道が18路線17,680mという状況になっております。

なお、今回追加する区域につきましては、来年度事業認可を取得しまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでには整備を完了する予定でございます。こちらの図が、今回変更する計画道路の区域を拡大した図でございます。

今回、都市計画公園左近川公園の拡張に伴いまして、現状の緑道部分と公園区域との整合を図るために、現状に合わせました清新町一丁目及び清新町二丁目地内の一部の区域の線形を変更いたします。黄色でお示しました箇所を廃止し、赤でお示しました箇所を追加いたします。また、名称を補助線街路第291号線から特殊街路江戸川歩行者自転車道第11号線へ変更いたします。なお、当路線につきましては、既に整備済みとなっております。

こちらの写真が、今回線形を変更する区域の状況でございます。こちらの図は、今回変更します都市計画公園の区域の拡大図でございます。先程お話ししました都市計画道路特殊街路江戸川歩行者自転車道第11号線の廃止した区域も含めて、公園の区域を都市計画決定するものでございます。こちらからの写真が現場の現状の写真で

ざいまして、今回追加する区域の最下流部の状況でございます。こちらはやや上流部に進んだ北側を見た状況でございます。こちらが今回決定する区域、中央部、やや南側の状況の写真でございます。こちらが同じく中央部付近を北側から見た状況でございます。こちらが今回決定する区域、上流部を南側から見た状況でございます。こちらが今回の決定区域、上流部を北側から見た状況でございます。

こちらの図が、左近川・長島川公園の平面計画図でございます。今回追加する区域の親水公園としての整備は終わっておりますが、ビオトープの設置や飛び石、水辺にアクセスする階段の設置等、親水機能の増設を行う予定でございます。

こちらは、区内の都市計画公園及び緑地等の状況をお示ししたものでございまして、今回諮問しております左近川・長島川公園の変更及びこの後にご説明させていただきます諮問第10号で変更を予定しております北篠崎二丁目公園も含めた表でございます。今回の左近川・長島川公園の変更によりまして、総合公園は、箇所数は変わらず4カ所でございますが、面積は1.2ha増えまして、5.8haとなります。

続きまして、諮問第9号の3、東京都市計画用途地域の変更について（東京都決定）、諮問第9号の4、東京都市計画高度地区の変更について（江戸川区決定）についてご説明させていただきます。同じ区域の変更になりますので、あわせてご説明いたします。

こちらの図が現在の用途地域、高度地区をお示しした地域地区図でございます。今回変更いたします区域は、薄い緑色でお示した第一種中高層住居専用地域、黄色でお示した第一種住居地域の用途境に位置した部分でございます。用途地域及び高度地区を変更する位置については、赤色の範囲で示す清新町一丁目及び清新町二丁目の各地内でございます。面積につきましては、約0.2haでございます。特殊街路江戸川歩行者自転車道第11号線の道路中心で、用途地域の境になります。今回、道路の線形の変更に伴いまして計画道路の中心位置も変わるために、この用途地域境も変更をするということでございまして、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更いたします。容積率も200%から300%の区域に変更となります。また、高度地区につきましても、第二種高度地区から第三種高度地区に変更するものでございます。

最後に、今後の予定でございますが、東京都決定案件がございます諮問第9号の3、用途地域の変更についてを本日の都市計画審議会後に東京都へ意見回答をし、平成31年5月に行われる予定の東京都の都市計画審議会に付議し、6月に4案件を同時に都市計画決定、変更をする予定でございます。議案の説明は以上でございます。

それでは、諮問第9号の1から第9号の4についてのご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長： それでは、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思うんですが、まず挙手をお願いいたしまして、指名された方は、発言なされる前にお名前を名乗ってから発言していただきたいと思っております。ございますか。

委員： ○○と申します。公園整備について再整備を行うとの説明がございましたが、なぜ再整備をするのでしょうか。また、その整備内容について、もう少し詳しく説明していただければいいと思っておりますけど、お願いします。

事務局：水とみどりの課長、多賀です。ただいまのご質問についてお答えさせていただきます(水とみどりの課長)す。

こちら、新長島川親水公園という公園の再整備を行っていこうという予定であります。こちらの新長島川親水公園でございますが、平成3年に開園をしております、既に27年という月日が経っております。この月日が経つ中で、水の施設ということもありまして、浄化槽の老朽化や水路や配管の漏水等、施設の不具合がかなり見受けられてきております。今回、大規模改修を行っていこうということで、来年度以降予定しておりますが、この中で、今回、都市計画決定をして、事業をしていこうということでございます。

整備内容につきましては、先程お話がありましたけれども、こちらの上部にじゃぶじゃぶ池という池がございます、こちらは区民の皆さんが夏場に水遊びをする場としてありまして、こちらは大変人気がありますので、これは残しつつ、その改修をして施設自体は残していこうと。

また、この公園は浄化した水を循環させておりますけれども、自然に生態系を呼び戻すということも考えまして、親水緑道の水が合流をして左近川のほうに注ぎ込むようにというような改修をしていこうということで、途中から合流をさせて、左のほう、左近川のほうに水を流せるようにということで、ビオトープをつくったり、また水路の改修をしながらということで、生態系に配慮した再整備もしていこうということも予定しております。以上でございます。

会長：よろしゅうございますか。そのほかに何か。

委員：〇〇と申します。ちょっと形式的なものといいますが、左近川公園ということで載っているわけですが、我々はずっと新左近川親水公園ということで、パンフも区のホームページもみんなそれを通っていると思うんですけども、そこ今日出てきました左近川公園、ちょっとどうなのかなという感じがするんですが、その辺、ちょっと説明していただけますでしょうか。

事務局：お答えさせていただきます。

(水とみどりの課長) こちらの左近川公園、こちらの名称につきましては、都市計画公園の名前ということでございまして、皆さんが慣れ親しんでいる新左近川親水公園という名前が公園の開園している名称でございます。ですので、都市計画上の名前でございますので、これまでどおり、区民の皆様には新左近川親水公園ということでご利用いただけると。また、長島川のほうも新長島川親水公園ということは今までどおりということで、あくまでも都市計画上の公園の名称ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

委員：そうしますと、今のお答えによると、新長島川親水公園の名称も新左近川親水公園の名前も従来どおり使うということでしょうか。

事務局：はい、そのとおりでございます。

(水とみどりの課長)

会長：よろしいですか。部長、そういうことでよろしいんですか。もう変わったら、両方も「新」はつけないでずっと呼んでいくというようなことは。

事務局：新のままです。

(都市開発部長)

会長：新のままです。

事務局：皆さんが親しんでいる新左近川ということで、都市計画は昭和55年に、これを整(都市開発部長)備する前に多分つけているんですね、都市計画上のオフィシャルな。ただ、実際の公園としましては、葛西沖の開発が終わって整備されて、新左近、新長島ということで現場もそういうふうに掲げていますし、皆様に親しまれていますので、都市計画をいじるとき以外は今までどおり「新」がつく形の。

会長：そうですか。そうすると、案内図みたいなもの、標識なんかも、今までどおりということですね。

事務局：今までどおりです。

(都市開発部長)

会長：わかりました。そのほかに何かご質問、ご意見ございますか。

委員：〇〇と申します。今回のこういう諮問の内容は、ラムサール条約と何か関係があるんでしょうか。

事務局：今回、諮問させていただいています新左近川親水公園、新長島川親水公園につきま(都市計画課長)しては、直接、ラムサール条約との関係はございません。以上でございます。

会長：そのほかございますか。

突然ですけども、〇〇委員さん、このご近所にお住まいでしたか。何かご感想でもあったら。

委員：比較的近いところでありまして、ただ、この諮問第9号の1の5ページに、用途地域と高度地区変更ということで変更した地域がほんの少しありますけれども、これだけを変更しなければならない何か理由でもあったんでしょうか。ちょっとご説明願えればありがたいと思います。

事務局：ほんのわずかな区域だけですけれども、この変更が必要なのかというご質問かと思(都市計画課長)いますが、最初に諮問第9号の1、諮問第9号の2で都市計画道路の変更と公園の決定についてご説明させていただきました。その中で、以前に整備しました現在の名称が、補助第291号線という名称の計画線がございますが、既に緑道として整備されている中で、その線と現在の計画線の位置が一致していない部分がございますということで、今回新たに公園の決定と都市計画道路の名称の変更、位置の変更をあわせてさせていただきたいというのが本日の諮問の内容でございます。

この都市計画道路の線が若干ながら西側に少しずれるということで、現在の用途地域の境が都市計画道路の中心線で用途地域の境を定めております関係で、今回、線形が西側にずれた関係で中心線の位置もずれたことに伴って、その分だけ用途地域並びに高度地区を変更させていただきということでございます。

会長：〇〇委員、突然で申しわけございません。よろしいですか、何かございましたら。

委員：わかりました。ありがとうございます。

委員：〇〇です。今、〇〇委員のご質問のあった関係なんですけども、私どもも現況に合わせる改定の諮問ということで、当然賛成なんですけども、用途地域のほうは東京都決定で、高度地区のほうは江戸川区決定と、ちょっと一番初歩的な質問で本当に恥ずかし

いんですけれども、その辺のすみ分けというか、振り分けというか、どういう違いかということだけ教えてください。

事務局： それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

(都市計画課長) 都市計画決定をする手続きにつきましては、東京都及び江戸川区の中で、それぞれ役割分担も担当を定めてやっております。ご存じかとは思いますが、まだ東京都におきましては、用途地域の決定、変更につきましては東京都のほうで決定の事務作業を行うというようなことになっております関係で、この諮問第9号の3につきましてはだけ東京都決定という状況になっておるといことでございます。

以上でございます。

会長： よろしゅうございますか。

それでは、以上で質問、ご意見がないようでしたら、諮問事項についての賛否を諮らせていただきたいと思いますと思いますが、皆さんご賛同ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

では、全員賛同ということで、この事項についての諮問を終わります。

それでは、次に、諮問第10号について審議をいたしたいと存じます。事務局、議案の説明をお願いします。

事務局： それではご説明させていただきます。また引き続き、スクリーンのほうをご覧(都市計画課長)ただけますでしょうか。

諮問第10号、東京都市計画公園江戸川第2・2・78号北篠崎二丁目公園の変更について(江戸川区決定)でございます。

こちらの諮問案件につきましては、平成31年2月20日から3月6日まで縦覧等を行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

こちらが北篠崎二丁目公園の位置図でございます。本公園は本区の北東部に位置しておりまして、柴又街道と江戸川に挟まれ、南側には都立篠崎公園があるところに位置しております。こちらは、これまで民有地を借地し、昭和58年に区立北篠崎二丁目児童遊園として開園しており、住民の皆様開放させていただいておりました。本公園の南側には総合公園であります篠崎公園がございますが、近接地域には恒久的な街区公園がないことから、昨年12月に区がこの土地を取得いたしまして、今回、恒久的な公園として位置付けるために都市計画決定を行うものでございます。

こちらが本公園南東側から見た状況でございます。ご覧のとおり、既に整備のほうは進んでおりまして、これまで児童遊園という形で使われてきております。こちらが南西側から見た状況でございます。こちらが西側から見た状況でございます。そしてこちら、北西側から見た状況でございます。

こちらの図面が北篠崎二丁目公園の平面図でございます。現在、児童遊園として開放され、地元住民に親しまれており、このまま利用を続けるということで再整備の予定はございません。

こちらは、本区の都市計画公園及び緑地等の状況をお示したものでございますが、今回変更を予定しております北篠崎二丁目公園は街区公園でございます。今回の変更によりまして、街区公園の箇所数が1カ所増え76カ所、面積は0.2ha増えまし

て19.94haとなりまして、公園緑地の合計は99カ所、面積で1,174.09haとなります。

議案のご説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 : それでは、次に、諮問第10号について審議をしたいと存じます。ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。ございますか。

委員 : ○○と申します。単純な質問で、基本的な質問で申しわけありません。民有地を借地して区立児童遊園と、これを都市計画公園にして変更するということですがけれども、この違いをちょっと簡単に教えていただければと。それと、再整備の予定は今のところないというふうなお話でしたので、あわせてちょっとお願いしたいと思います。

会 長 : では、今の2点、どうぞ。

事務局 : ただいまのご質問でございます。民有地を借りて児童遊園として開園をしてきてお(水とみどりの課長)りますけれども、今回、都市計画決定をして街区公園にすることで、区で用地を取得して、公園の担保性をより高めるといようなことで、今回の事業を行わせていただいております。

再整備の予定がないという話をさせていただいておりますけれども、これまで昭和58年から皆さんにご利用いただいている公園でございます。見た目上、児童遊園、公園というのはほとんど差がなくご利用いただいておりますので、今回は今までどおりお使いいただくということで、特に整備の予定はしていないということでございます。以上でございます。

会 長 : よろしいですか。そうすると、区のほうでは今まで借りている民有地、この買収の予定なんですか。

事務局 : 今のところですか。
(都市計画課長)

会 長 : はい。

事務局 : もう既に取得させていただいております。
(都市計画課長)

会 長 : もう取得させていただいているんですね。わかりました。

この点について、そのほかございますか。

ございませんようでしたら、この事項についての賛否をお諮りしたいと思います。これも皆さんご賛成ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、以上、そういうことで決定いたします。

これで一応審議は終了でよろしいですか。

事務局 : 諮問は以上でございます。
(都市計画課長)

会 長 : それでは、傍聴者はいないわけですね、今日はね。

事務局 : ありません。
(都市計画課長)

会 長 : それでは、この会議は閉会ということでよろしいんですか。

事務局：あと、事務局からご連絡がございます。

(都市計画課長)

会長：では、事務局からお願いします。

事務局：それでは、事務局よりご連絡をさせていただきますが、ここでお時間を少々いただき
(都市計画課長)きまして、事務局を代表しまして都市開発部長の町山より、委員の皆様にお知らせが
ございますので、よろしく願いいたします。

事務局：本日は、年度末のお忙しい中ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

(都市開発部長)ここで皆様にお知らせがございます。これまで当審議会において、長年にわたりさ
まざまな案件についてご審議をいただきました上野会長と佐藤委員が、今回の審議会
をもちましてご退任されることになりました。改めまして、江戸川区の都市計画行政
にご尽力いただきましたことを感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、ここで当審議会の運営にご尽力いただきましたことに感謝し、上野会長
に花束を贈呈したいと思います。大村副会長、よろしく願いいたします。

(花束贈呈)

会長：恐縮でございます。ありがとうございます。

副会長：長年にわたり本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

会長：ありがとうございます。いただきます。(拍手)

事務局：では、退任される上野会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(都市開発部長)

会長：せっかくですので、花束をいただいたまま挨拶させていただきます。

ただいま部長のほうからの報告どおりでございます。この6月30日で私の任期が
満了いたしますので、退任の意思を部長、区長のほうにお知らせしておりますが、6月30日
までの間にこの会議が今のところ予定されていないということなので、少し早いん
ですが、皆さんのおいでになるところで退任のご挨拶をさせていただくことを願
いしたわけでございます。長い間、議事の進行にご協力をいただきまして本当にあ
りがとうございました。失礼いたします。

事務局：ありがとうございました。

(都市開発部長)続きまして、佐藤委員でございますが、本日所用によりご欠席されておりますが、
皆様によりしくお伝えくださいとのことでございます。

上野会長、佐藤委員におかれましては、長年にわたり江戸川区の都市計画行政にご
尽力いただきましたことを感謝いたします。本当にありがとうございました。

事務局：最後に、次回の審議会についてのご連絡でございます。

(都市計画課長)先程も会長からお話しいただきましたが、次回の審議会でございますが、次回は新
年度を迎えまして、平成31年の第1回審議会を開催させていただきたいと思
っております。時期につきましては、7月頃を予定しております。詳細につきましては、ま
た改めまして事務局よりご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願い
いたします。

事務局からのご報告は、以上でございます。

会長：それでは、これで今日の会議は報告も含めて全部閉会いたしたいと思います。皆様、
お疲れさまでした。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 上 野 操

署名委員 武 松 伸 人

署名委員 細 川 良 彦